

磐田市立竜洋中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法第2条第1項」に則り、以下のようにいじめを定義します。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体例として、以下のようなものはいじめとして認知します。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ その他、被害者の立場に立ち、心身の苦痛を感じていると思われるもの。

2 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。
- (2) いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- (3) 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- (4) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または心身に重大な危険を生じさせる。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (6) いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (7) いじめは学校、家庭、地域などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 いじめの未然防止のために

私たちは、以上のようないじめに対する考えのもと、いじめが起こりにくい集団づくりを目指します。いじめが起こりにくい集団づくりには、学校生活において、生徒理解を深め、教職員と生徒との信頼関係、生徒同士の望ましい人間関係を築くことが基盤となります。生徒の居場所づくり、生徒が安心できる絆づくりのために、「規律・学力・自己有用感」を意識した教育を行います。

(1) 生活規律・学習規律の確立

- ・ 学級生活やグループ学習の際に、机と机をぴったりくっつける指導をします。
- ・ 生徒同士、教師と生徒が気持ちのよいあいさつを交わすことを目指します。
- ・ 学習重点三項目を意識し、落ち着いた授業づくりを目指します。

(2) 学力の保障

- ・ 主体的に学びに向かうことができる学習課題を設定し、対話的な活動を取り入れた授業づくりをします。
- ・ 基礎基本の定着を図り、生徒たちが不安を感じない授業を目指します。

(3) 自己有用感の涵養

- ・ 保幼こ小中一貫教育やボランティア活動で体験できる、異年齢集団や社会との関わりの中で、生徒が自分の存在感を見出す場を設定します。
- ・ 行事の際に、どの生徒も活躍できるチャンスのある指導をします。
- ・ 学級で一人一役を生徒に与え、自己の役割を果たす充実感と責任感を高める指導をします。
- ・ 学級や委員会活動、部活動において、教師は褒めて伸ばす指導をします。

(4) 生徒がいじめについて考える機会の設定

- ・ 道徳や学級活動の時間、生徒会活動などを通して、生徒がいじめについて考える機会を設定し、生徒同士でいじめをなくそうという態度を育てます。

いじめについて考える機会	内 容
道徳の時間	○いじめの未然防止にかかわる内容項目
学 級 活 動	○いじめの未然防止にかかわる題材 ・ 学級目標、組織をつくろう ・ 人間関係づくりプログラム ・ 学校行事（翔竜祭・輝竜祭）に向けて団結しよう
生 徒 会 活 動	○生活委員会によるあいさつ運動（1年間を通して） ○生徒会本部による「いじめについて」考える生徒集会
そ の 他	○人権教育 ・ 人権週間の設定 ○非行防止講座（スクールサポーター） ・ いじめと犯罪 ・ ネット上のトラブル

4 いじめの早期発見のために

1 日々の観察

- (1) 生徒に寄り添った指導を心がけ、教職員が積極的に生徒と関わることで生徒からの情報収集を図ります。
- (2) 登下校時、休み時間（昼休み）、放課後の生徒の様子を観察するため、教職員の配置を決めます。
- (3) 入手した情報は時系列順に確実に記録します。

2 日記の活用

- (1) 生徒が提出する毎日の日記を担当が必ず目を通し、情報収集に努めます。
- (2) 気になる内容に関しては、生徒から詳しく内容を聞き、教育相談や家庭との連携を通して問題の早期解決に当たります。

3 アンケート

- (1) 毎月学校生活アンケートを行い、いじめがないかの聞き取りや、その他の相談の機会を設けます。
- (2) 年2回学校診断調査を行い、学校生活に対する生徒の意識を確認します。
- (3) 年2回心理検査を行い、学級に対する満足度などを調べます。

4 教育相談・カウンセリング

- (1) 6月、11月に教育相談を実施します。6月は担任が全生徒と、11月は生徒の希望により相談する教職員を選択し、相談しやすい環境を整えます。
- (2) 定期的な教育相談以外にも随時行うことができる体制を整えます。
- (3) スクールカウンセラーが週1回来校し、生徒、保護者はカウンセリングを受けることができます。養護教諭が窓口となり、カウンセラーからの情報は当該教職員に報告されます。

5 いじめへの対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

- ・ いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒とその保護者への支援を行います。
- ・ いじめを行った生徒及びその保護者にもいじめの事実を正確に説明し、いじめを行った生徒への指導、助言を継続的に行います。
- ・ SNSをはじめとした携帯電話、インターネット等におけるいじめへの対応は、保護者責任での対応が原則となります。

【把握すべき情報】

- ◇誰が誰をいじめているのか・・・・・・・・・・・・・・・・（加害者と被害者の確認）
- ◇いつ、どこで起こったか・・・・・・・・・・・・・・・・（時間と場所の確認）
- ◇どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたか・・・・・・・・・・・・・・・・（内容）
- ◇いじめのきっかけは何か・・・・・・・・・・・・・・・・（背景と要因）
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか・・・・・・・・・・・・・・・・（期間）

（２）いじめ対策委員会

いじめ防止対策推進法による「いじめの防止等の対策のための組織」を、本校においては「いじめ対策委員会」とし、以下のように構成します。

いじめ対策委員会

〈主な構成員〉

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭

※スクールカウンセラー ※スクールサポーター ※スクールソーシャルワーカー

※は重大事態など必要な場合に招集する。

〈調査・対応〉

学級担任、学年主任、学年生活担当、生活部長、養護教諭、学年職員等

※事案により柔軟に編成する。

週 1 回行われるハート委員会の中で、いじめに関する報告を行います。いじめ事案発生時にはいじめ対策委員会を開き、事案に応じて対応の協議や共通理解を図ります。

6 重大事態への対応

重大事態とは

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア 自殺を企画した場合。 イ 心身に重大な障害を負った場合。
 - ウ 金品等に重大な被害があった場合。 エ 精神性の疾患を発症した場合。
- (2) 欠席の原因がいじめであると疑われ、生徒が相当数の期間（年間 30 日を目安とする）、学校を欠席しているとき、あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。
- (3) 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったと申し立てがあったとき。

- ・ 磐田市教育委員会に速やかに報告し、「いじめ対策委員会」の検討を踏まえて、必要な体制を整え、客観的な事実関係を把握します。
- ・ いじめを受けた生徒や保護者に対し、調査結果をもとに事実関係等の情報を提供します。報道等対応については、プライバシーに十分配慮の上、正確で一貫した情報を提供します。